



有限会社 大柳電気 (宮城県登米市)

DATA

- 事業内容／電気工事
- 設立年／1988年
- 代表者／鈴木悟社長
- 従業員数／8人
- 担当専門家／社会保険労務士・佐々木章良氏

若手がゲーム感覚で改革 雰囲気が良く 休暇と給与の両立を目指す



社長 鈴木 悟氏

週休確保で従業員の意欲向上

社長と従業員の1対1の面談を毎月行うことで、30代・40代の子育て世代の従業員は経営サイドが想定していた以上にワークライフバランスを重視していることが判明した。

週休日の確保が、従業員のやる気、健康、家庭の理解などを促し、結果的に生産性の向上につながっている。

週休2日制実現に必要な1日の作業工程も早くも達成できた日があり、2024年の目標を前倒しで達成できる手応えがある。

【従業員の声・反応等】

子どものスポーツ少年団の練習や試合についていけるようになりありがたい。

高校で野球部に入った子どもの親の会の活動にも参加できた。

地域の消防の活動にも、気兼ねなく参加できている。



鈴木社長の作ったカレーを従業員一同で食べる恒例の「サラメシタイム」



元請け会社ユアテックの業務発注に対応している。電柱や電線の新設・改修を手掛けるため高所での作業も多い

【評価のポイント】

松浦 民恵 法政大学教授

完全週休2日制実現に向けた課題解消をゲーム感覚で進めたほか、社長が従業員と1対1で面談してワークライフバランスを率先垂範するといったユニークな取り組みで好循環が生まれた。

労働時間・休暇部門

相談内容

- ◆従業員の満足する会社像と会社経営の両立を模索していた。その際生産性向上と休暇取得の両立が最大の課題だった。
- ◆建設業の完全週休2日制時代に生き残れる、持続性のある会社経営を目指していたが、こうした改革は一人ではできないと感じていた。
- ◆2024年4月までの完全週休2日制実現など、従業員の働き方改革の必要性を感じた社長が専門家派遣を依頼した。

専門家からのアドバイス

- ◆週休2日制の場合に必要な1日の工程数を算出、2024年4月までに実現可能かを日々の業務を通してデータ収集することを1年目の目標として設定。年次有給休暇の取得促進を図るため、1年単位の変形労働時間制を土日が休日の完全週休2日制に変更した。
- ◆若い従業員が多く、ゲームをクリアする感覚で日々のタスクを攻略するよう取り組みやすい雰囲気作りを指導。社長が元教師であることから、改革の必要性や会社のビジョンについて従業員に日々語り続けるよう依頼した。
- ◆2021年12月から新経営計画を実施し、「雰囲気がよく休暇と給与が両立する会社」の実現を目指すこととした。



担当専門家
社会保険労務士 佐々木 章良氏

ゼロベースから課題解決

鈴木悟社長は教員から家業を継いだ経歴から、業界の慣習といった固定概念がなくゼロベースからの課題解決を進めている。従業員の中に元教え子がいるといった関係性から課題解決には非常に前向きだ。支援のポイントは、週休2日制実現という目標をクリアするために様々な宿題を出し、その解法のヒントを提供するといった学校の風景をイメージしたこと。若い従業員が多いので、与えられたミッションを解決するような「ゲーム」の要素を意識した。



働き方改革
グッドプラクティス2021
支援事例集

【厚生労働省委託事業】

令和3年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（専門家派遣事業）

●お問い合わせ先

厚生労働省 雇用環境・均等局 有期・短時間労働課
TEL:03-5253-1111 (内線:5275)

●企画・制作

全国社会保険労務士会連合会

【著作権について】

本事例集に関しての著作権は、厚生労働省が有しています。

本事例集の内容については、転載・複製を行うことができます。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

なお、商用目的で転載・複製を行う場合は、あらかじめ厚生労働省 雇用環境・均等局 有期・短時間労働課 (TEL:03-5253-1111<内線:5275>)までご相談ください。

【免責事項】

本事例集の掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、厚生労働省は、利用者が本紙の情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

※掲載企業情報は2022年1月取材時点のものです。

2022年3月作成

働き方改革推進支援センターのサポートによる

働き方改革

グッドプラクティス2021

支援事例集

中小企業・小規模事業者等のみなさまの「働き方改革」に関連する様々な相談に対応します！



令和3年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
受託者：  全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEYS ASSOCIATIONS

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

働き方改革推進支援センター